

野菜価格安定に関する研究

——価格伸縮性を基軸として——

福田 俊 夫

(一)

野菜価格を安定させるために野菜の需給と価格の関係を究明しようとする場合、需要弾力性 (elasticity of demand) または価格伸縮性 (Price Flexibility) に焦点を合せて検討したほうが、より合理的な成果をおさめることができるものと信ずる。

ところが、昭和46年8月30日発行の財団法人農林統計協会編『図説野菜白書』には弾力性という言葉を用いてはあるが、それは野菜価格の変動情勢を文学的に表現する用語として用いられているにすぎず、弾力性理論を『野菜価格の変動予見の趨勢原理』として活用したところの応用面の叙述は全然なされていない。

そこで、おこがましいが、一言蛇足しておきたいことは、

弾力性理論の特長は、価格と供給（または需要）の相関的変動の推移が画きだす曲線の一部（10中の1，あるいは2）でもよい、実際に現われた価格と供給（または需要）の相関的変動現象を捉えて抽出した斉一率の伸縮性係数 (Coefficient of Flexibility) を活用して、自余の未現出価格（または未現出需要）のあらましを——捕捉点から遠ざかるにしたがって、あるいは若干の誤差が生ずることもあろうが、だいたいにおいて大過なく価格（または需要）の当為的趨勢を——あらかじめ推算し、少くとも近似値を算出・予見する理論であって、『変動比率の大小を指して、弾力的大小を表わす』と言うような浅薄なものではない。

弾力性係数 (Coefficient of elasticity) を基軸とする趨勢理論は、既成経済学

野菜価格安定に関する研究

のなかで唯一と言ってよいほど科学的らしいものであるから、価格現象の究明には無二の武器となるのに、『野菜白書』には、全然活用されていないし、また、その意図も認められない。

弾力性理論すなわち価格趨勢捕捉の基本となる価格伸縮性係数 (m) を機宜に活用すれば、野菜の価格 (P) を変数である供給 (S) の関数として価格変動の成行き、すなわち帰趨を事前に捉えて未現出価格を予見することができるため、各主要野菜の価格伸縮性係数を種類別 (産地別・品質別・季節別) に捉えて、自家の囊中に収めておけば、爾後は (環境が変わらないかぎり) 機に臨み、必要に応じて各種野菜それぞれの価格特性のグラフを、随時に脳裏に浮かべ、また紙面に書くことができる。したがって常に野菜価格と取組んでゆかなければならない立場にある生産者、農協関係者、所管当局の担当官や立法関係者には、欠くことのできない無形用具であるにも拘らず、可惜、これを等閑に附して顧みないのはどうしたことかと不思議でならない。

いずれにしても、伸縮性理論を等閑視している『野菜白書』の所述は、解決方法がピンボケになっていて (詳細後述) 主目的である野菜価格安定化の決め手になると思われるものは、浅学の僻目か『陳腐なもの以外には——ことに伸縮性係数為本の解決観念のごとき——』ほとんど見当たらない。また見解の相違と言え、それまでであるが……。

白書の冒頭には、

“需要の価格弾力性が低いこともあって価格変動が大きくなっている。”と述べてあるが、潜越ながら伸縮性係数を基軸として、野菜問題を論究しようと志す者の立場から、この文言の意味を忖度すれば、それは、おそらく『野菜は需要弾力性 (係数) が小さく、したがって、その逆数である価格伸縮性 (係数) が大きいので、供給量の変動に対する価格の変動が甚大である』とすることができるであろう。

結局、需要弾力性係数 (n) と価格伸縮性 (m) とは、たがいに逆数 $m=1/n$ であるから、両者は紛淆しないよう峻別してかからなければならないのに、『需要

野菜価格安定に関する研究

の価格弾力性が低い』云々という『白書』の表現は——それが既に一般化した用語になっているとしても——混砂米飯さながらで噛み締められない。要は価格現象の分析や価格安定化に対する解決観念闡明の場に、このような曖昧な用語をもち込むことは慎むべきである、と言わざるをえない。

遮莫、46年2月20日、第65回、国会衆議院の物価連合審査会で、野党議員津川武一氏がおこなった質問のなかに、“野菜の入荷量が1割減ると、せり値が3割騰る”²⁾云々を野菜の転送に関連させて質問していたが、このようなことは生鮮食料品の市場では、常時に現われる年中行事の現象であるから、とくに採りあげて論ずるほどのものではないが、国会議員が国会の物価審査会で質問したことであり、周知の実際問題でもあるから、以下これを中心にして、

- (1) 各種野菜それぞれの価格の在り方(趨勢)を、価格伸縮性に基いて論ずることとし、
- (2) 前項(1)に基いて、価格安定化の方法(私見)を述べてみることにしたい。

注

- 1) 財団法人農林統計協会『図説野菜白書——野菜価格安定対策について—— I. 野菜の需給動向, 1. 野菜高騰の原因は何か』4頁
- 2) 第65回国会衆議院(第2類第6号附属の1)昭和46年2月20日、『物価問題等に関する特別委員会農林水産委員会商工委員会審査会議録——物価問題等に関する件——』42頁

(二)

伸縮性係数を基軸として、野菜問題を論究するに先きだち、一言断っておきたいことは、今日の経済学では、『同一形式の方程式を用い、また、ともに弾力性(係数)と称しながら』解き方の相違から、たがいに以て非なる異質の二つの係数があるということ。

すなわち、その一つは、

$$\text{係数 } m = dP/P \div dD/D$$

を微積分で解いたもの、

他の一つは、

$$\text{係数 } m = \Delta P/P \div \Delta D/D$$

を初等算数で解いたもの、

とである。いずれもマーシャル (Alfred, Marshall) の所説であることが、眞仮紛淆して寄るものを悉く迷路や過誤に堕ち込ませつつある。とくに、わが国の経済学界で所謂弾力性として、一般に慣用されているのは、例外なく後者のみと断定しても誤りはない。ということは、

$$dx/x \div dy/y = n$$

を提唱したマーシャルが著した『経済学原理』A, Marshall; Principles of Economics; Eighth edition London, 1952 に、

“We may say that the elasticity of demand is one, if a small fall in price will cause an equal proportionate increase in the amount demanded, or as we may say roughly, if a fall of one per cent. in price will increase the sales by one per cent: that it is two or a half, if a fall of one per cent. in price makes an increase of two or one half per cent. respectively in the amount demanded; and so on. (This statement is rough; because 98 does not bear exactly the same proportion to 100 that 100 does to 102.)”¹⁾と叙述していることに由来する。すなわち需要量 (または供給量) と価格の各変動量 (百分率数) の単なる比率を弾力性 (係数) と称するところのいたって簡単なものであるが、これは、需要曲線または価格曲線——既現象部分——の一点における2数の各変動分 (百分率数) の単なる比率であるから、捉えた点から隣点へ移りゆく動向、すなわち趨勢の意味は含まれていない。したがって『弾力性とは称しても』事実捕捉的における比率 (趨勢としては直線を意味する) に他ならない。換言すれば、趨勢が直線 (非实际的) を画く場合はとも角、曲線 (实际的現象) を画く場合は、(とくに減少関数の場合は比率1でも曲線になる) 曲線のある一点における需要 (または供給) と価格の各変動量 (百分率数) の比率

野菜価格安定に関する研究

——すなわち直角三角形の垂線と底辺の比率——と言うだけで、斜辺が曲線に接線となるにすぎないのだから、比率の計算をした点につづく『未現の隣点乃至曲線全域』への推移を理論的に算出・予見する含みや可能性は微塵もない。

これに反して『基本方程式 $dx/x \div dy/y$ を微積分で処理した前者の係数 n_1 』と『同じく基本方程式 $\Delta x/x \div \Delta y/y$ を初等算で処理した後者の係数 n_2 』とは、数値は勿論、その本質を異にする全然別異のものである。すなわち前者は、価格 P は供給 S（または需要 D は価格 P）の変動の何乗（冪）に比例して変動するかという、 $P=S^m$ の m （単率）であるのに対して、後者は、供給 S の変動は価格 P（あるいは価格 P の変動は需要 D）の変動の何倍かと言う倍数（各点各異の率）の一つであるから、当然一次式の直線を意味し、価格（あるいは需要）曲線中の一点に接線となるにすぎない。

さて、『野菜の供給量 S が 1 割減れば、価格 P が 3 割騰る』場合の価格伸縮性係数 m は、後者の係数、すなわち現在経済学界で一般的に慣用されつつある、所謂弾力性では $3/-1 = -3$ である。但し、一般的には負^{マイナ}符号を消して、単に 3 とすることが通例（常識）になっている²⁾。

これに対して、前者の係数は、後述するように $m = -2.478$ で、両者は明確に異っている。

要するに、前者の伸縮性係数 m は『価格 P は変動する供給量 S の m 乗（冪）に比例して増減する』と言う以上、その伸縮性係数 m の算出方法は、強ちに微積分を用いなくても、ただちに対数を用いて指数 m を求むればよいので、算出はいたって簡単である。

$$\text{すなわち} \quad m = \log_{10} P / \log_{10} S$$

$$m \log_{10} S = \log_{10} P \quad \therefore P = S^m$$

と簡単に求めることができる。もっとも、この価格伸縮性 m は

$$m = dP/P \div dS/S = \frac{\int 1/P dP = \log P}{\int 1/S dS = \log S}$$

野菜価格安定に関する研究

として表わしてもよい。つぎに式や記号をマーシャルに倣って表わせば、

$$dx/x \div dy/y = n = dx/x \cdot y/dy$$

であるから

$$dx/x = ndy/y \quad \text{積分して}$$

$$\log x = n \log y + \log a$$

$$\therefore x = cy^n \quad c = x/y^n$$

$$x = y^n \quad \text{の場合は } x/y^n = 1$$

また、 $x = f(x) = y^n$ において

$$dx/dy = ny^{n-1} dx/dy \cdot y/x = y(ny^{n-1})/y^n = n$$

としてもよい。以上は増加関数の場合であるが、減少関数の場合は、(以下、 x をPに、 y をSに置換して)

$$P = S^{-n} = 1/S^n \quad S^n = 1/P$$

$$n \log_{10} S = \log_{10} 1/P \quad n = \log_{10} 1/P / \log_{10} S$$

そこで、国会で問題になった野菜価格(既述)から、伸縮性係数(この場合は減小関数だから $-m$)を算出したうえ、供給量の変動に応変する価格騰落の推算を試みることにしよう。

供給が1割減れば、価格は3割騰るとするれば、

$$P = S^{-m} \quad S^{-m} = 1/S^m = P = 1.3$$

$$S^m = 1/P = 1/1.3 = 0.77$$

$$m = \log_{10} S = \log_{10} 0.77$$

$$m = \log_{10} 0.77 / \log_{10} 0.77$$

$$m = \log_{10} 0.77 / \log_{10} 0.9 = 2.478$$

$$\therefore P = S^{-m} = S^{-2.478}$$

需要Dが100%(正常)である場合に、

供給Sが100%である場合の価格をP

” 90% ” P₁

” 80% ” P₂

野菜価格安定に関する研究

供給Sが 70%である場合の価格を P_3

“ 110% “ P_4

“ 120% “ P_5

であるとすば、 $P=S^{-2.478}$ であるから

$P=1.0^{-2.478}=1.0$ 倍 正常時価格騰落なし

$P_1=0.9^{-2.478}=1.3$ 倍 “ の 3.0 割高騰

$P_2=0.8^{-2.478}=1.74$ 倍 “ 7.4 “

$P_3=0.7^{-2.478}=2.42$ 倍 “ 14.2 “

$P_4=1.1^{-2.478}=0.78$ 倍 “ 2.2 割低下

$P_5=1.2^{-2.478}=0.63$ 倍 “ 3.7 “

となり、 P_1 乃至 P_5 の各場合の対価格 C_1, C_2, C_3, C_4, C_5 は ($C=P \cdot S$ であるから)

$$C=PS=1$$

$C_1=P_1S_1=1.170$ は正常時の 1.7 割増加

$C_2=P_2S_2=1.392$ “ 3.9 “

$C_3=P_3S_3=1.694$ “ 6.9 “

$C_4=P_4S_4=0.858$ “ 1.4 割减小

$C_5=P_5S_5=0.756$ “ 2.4 “

となる。この数字は、この野菜価格論の基調となるものであるから、あらかじめ留意しておいて貰いたい。

当然のことながら、野菜消費対象区域（仮へば東京都）における正常消費量（需要 100%に該当）に見合う供給量を正常供給量、すなわち供給量 100%であるということにすれば、仮へば供給量が 1 割減った場合の価格は、正常時の 1.3 倍になり、生産者の所得は 1.17 倍に増大する。供給量が 2 割減の 80%になれば、価格は 1.74 倍に騰り、生産者所得は 1.39 倍に増大する。

必需の生鮮消費財である野菜は、巨視的には、供給量が正常（100%）から減れば減るほど、生産者の所得は増大することになる。

野菜価格安定に関する研究

物事には程度や限界はあるが、自由経済の下では、事と次第で、『より少く働けば、より多く儲る』ことも否定できない事実（真理）であることを銘記しておく必要がある。

つぎに以上とは逆に、豊作その他の原因によって、供給が正常需要（100%）に対し、110%すなわち1割増になった場合の価格 P_4 は、100%供給時の価格の78%すなわち2.2割低下し、生産者の所得は100%供給時の約86%すなわち1.4割減になる。

さらに供給量が2割増になった場合の価格 P_5 は、正常時の63%すなわち3.7割低下し、生産者所得は、正常需給時の約76%すなわち2.4割減になり、人口に膾炙する所謂『豊作貧乏』になる。

このように野菜の供給と価格および所得変動の相関関係を見れば、各種野菜のそれぞれの伸縮性係数を脳裏に刻み込んでおくことは必要不可欠の重要事項のように思われる。

如上の計算は、伸縮性係数が -2.478 の場合であるが、野菜は、その種類別、産地別、それぞれに係数を異にする。そこで東京都における各野菜の価格伸縮性を捉えるために、株式会社日刊食料日報『東京都中央卸売市場日報』農林省農林経済局統計調査部『青果物流通統計旬報』同調査部『青果物卸売市場調査報告』所載数字から係数の算出を企図したのであるが、所載数字が弾力性係数の算出には無頓着に編集してあるため³⁾、実際に役立つ係数を算出することはできそうにもない。たとえ、これを無理に算出しても、結局は無意味なものになるため、算出できる条件が整うまでは、しばらく待期する他はない。

いずれにしても、野菜価格の安定化を主目的とする政府の施策を織り込んだはずの野菜白書には、価格趨勢を捕捉する唯一の武器である価格伸縮性係数——すなわち価格安定策確立の理論的根拠——に関する叙述が全然見当たらないことは、どうしたことであろう。当局のあたまのほどが察せられ、疑問とともに既施政から推して、その齎すであろう政果に挑まざるをえない。

野菜価格の動向を捉えて、価格を安定させなければならない立場にあるところ

野菜価格安定に関する研究

の所管当局（担当官）や、それぞれの農協関係者、生産農家、所謂政治家は、各種野菜それぞれの特有の価格伸縮性係数を等閑りにして価格安定化に努めても、それは羅針盤なしで航海するのと同じように、価格政策は際限のない暗中摸索の繰り返しになり、無きにまさる有害無益の陋策を生み出すことになる。論より証拠、価格補填のような本末顛倒の策を案出することになる。野菜価格の安定は、価格補填では生半解決も覚束ない以上、補填を考えるまえに、価格を不当に低落させない方法を考えることが要先決であり、かつ、また本筋であろう。

野菜生産者は、何を措いても野菜の価格が安定しなければ経営の安定はない。況てや人々の食生活を豊かにして、健康をまもるために稼動した労苦に対する報酬が、不当きわまる大損害であるという、理不尽事象は根底から払拭しなければならない。払拭は、無論、正当防衛であるから躊躇なく断然敢行すべきである。一考するまでもなく、『自利々他の心構えで生産した者が、自利は疎か自滅であることに対しては』一切に優先して、即刻に是正されなければならない。

余事ではあるが、類型の妄政は主要農産物である米穀の場合にも認められたが、現在指導的立場にある『中央や地方の各農協』をリーダーとする生産者達は、米穀の生産が過剰になっても、なお食管法にしがみつき、剩へ、票田の威を返る圧力団体になって——所詮は、墓穴掘りになる——目先きの損得に囚われた鯨押しはしても『社会に貢献しながら、より高い合理的所得を自主的に取得する』需給両全の途は啓こうとも、講じようとも、考えようともせず——出すべき智慧を吝嗇して——自主的価格確立の絶好の機を逸したばかりか、農協の独善的指導に盲従して、反省する余裕もなく、馬車馬的圧力団体になって無理な鯨押しをした結果が、国庫の赤字累積となり、その重圧が稲作田圃の休耕となって跳返り、圧力行使の反動が靦面にあらわれて意に反する結果となるや、一途に農林省に騙されたと怨み・罵り・愚痴った、その舌で『この先きいったいどうしてくれるのか』と、依然として、他力一点張りで自力の英智を出し惜んでいる間に、今度は後門の虎（豪商連）の魔手がのびかかってきて甘い汁を吸いとりはじめたことは、往時を顧みて、他人ごとながら慄然たるものを覚ゆる。

野菜価格安定に関する研究

要するに、野菜価格の安定は、膏葉張りさながらの価格補填事業をおこなうよりも、価格を不当に低下させない方法を講ずることが、より基本的な解決策であるうえ、それはできないことでも、費用を要することでもないから、適切な手を打てば不当に下落させなくて済むものを、拱手傍観して下落させたのち、そのために生じた生産者の損失の一部を、価格補填すなわち国民の血税をもって糊塗するようなことは、本末を顛倒した的外れの泥縄的浪費政策であると言わざるをえない。

結局、野菜価格暴落の主因が供給過剰であるかぎり、過剰分に対する合理的措置の成否が価格安定化の鍵となるであろう。

もし、過剰をそのままに放任しておきながら、価格補填をおこなっても、それによって生産者が蒙った全損失の補填ができるならばまだしものこと、損失の算定や手続きの煩瑣、補填金支給の遅延など、生産者の損害や労苦を補填するに足るものではない。このことは『白書——生鮮食料品価格安定対策本部Ⅱ，野菜価格安定対策要綱——』につぎのごとく述べてある。

“近年における野菜需給の構造的変化に対応し、野菜の安定供給を確保するため、保証基準額算定の基準となる過去の平均市場価格算定方法の改善、現行保証水準の引上げを検討するとともに、秋冬期の問題野菜については、今後の野菜価格の推移、作付の状況によっては、46年度から計画的、安定的な生産出荷をおこなう会員に対して補てん率の引き上げをおこなうことを検討する。また、47年度以降価格補てん事業対象指定消費地域および対象野菜の種類を追加する”。⁴⁾

とあり、さらに白書は、

“現行の野菜価格補てん事業は、価格の低落時に、指定産地から指定消費地域の対象市場に出荷される指定野菜について生産者受取額の補てんをおこなうことによって、次期の作付変動防止し、価格の年次変動を少なくしようとするものであり、ある程度生産者に安心感を与へ、主産地形成にも貢献してきたと思われる。

しかし、主産地の生産者の声としては、価格補証の水準が低く、しかも過去の

野菜価格安定に関する研究

1/2 市場価格の以下に低落したとき、1/2 を越える部分についての補てん措置がないこと、指定消費地域の対象市場に出荷されたもののみが補てん対象になっているため、農家の出荷するものうち補てん対象になるものとならないものがある等のほか、生産者負担の問題もあり、あまり魅力を感じていないようである。そこで価格の異常低落時の回復措置および高騰時の価格安定対策を含め野菜の生産出荷の安定制度について早急に再検討をおこない、現行野菜価格補てん制度の改善強化を図るべきである”。⁵⁾

と述べ、つづいて、

“市場価格が著しく低落した場合に生産者に交付金を交付して経営に与える影響を緩和し、次期の作付面積の変動を防止するため、価格補てん事業が実施されている。

しかし、現行制度は農家にとって魅力に乏しく、必ずしも効果をあげていない。問題は、① 過去の平均市場価格の 3/4 を保証基準額としていること、② しかし保証基準額と低落額との差の 8 割しか補てんされず、さらに過去の平均市場価格の 1/2 以下に価格が低落したときは、1/2 以下の部分について補てん措置がないこと、③ 全出荷量のうち指定消費地域に共同出荷されたもののみが保証の対象となること、④ 全出荷期間を通じた加重平均市場価格が、保証基準額以下に低落しなければ補てんの対象にならないこと、⑤ 生産者が積立金の 1/4 を負担すること等、現行制度にいろいろの条件が設定されていることである。本制度により野菜の供給確保の効果をあげるためには、国の援助を一層強化する方向で、上記の諸点につき改善を加えるべきである”。⁶⁾ とある。しかし、このようなシステムで野菜価格の安定を期することができないことは、すでに述べた通りである。

生鮮食料品である野菜は、供給が過不足すれば、価格は忽ち暴騰落するため、各品種それぞれの価格伸縮性係数を捉えておくことは価格政策上、必要不可欠であるが、それが實際上、とくに、所管当局に、どの程度把握されているのか、疑わざるをえない。ともあれ、価格伸縮性が激甚である野菜価格の安定化に対して

野菜価格安定に関する研究

は、各種野菜の特性に応じ、生産と消費の間に確固たる供給量操作のシステムが出来上がっていなければ目的を果すことができないことは火を見るより明かである。したがって、生産や出荷を統制ぬきで、個々人の自由意志に委せたまま、結果である価格現象を見たうえで、安定策をあれこれと摸索してみても、所詮は価格現象に翻弄される泥縄行政となるほかはない。

今日までのところ、貯蔵性に乏しい生鮮食品の野菜を生産販売ともに自由基調の下での価格安定を望むことは、木に登って魚を獲るのと同じように、まったく期待することはできない。いかに、自由経済を建前とするとはいえ、野菜は供給量によって価格の変動が激しいのに、生産量は人為を超えた天候の影響をつよく受け、ために供給量が安定しないので、統制慮外の下において生産量や価格を安定させることは千中無一である、と断言しても誤りはないであろう。

したがって、個々の生産者が思い思いに作付していたのでは、たとえば、『昨年は大根が高値だったので、今年は増産してやろうと目論む人が増加すれば、結果は全般的な増産になり、価格が暴落することになる』このようなことを少なくとも明治以来 7, 80 年間の間性懲りもなく繰り返してきたばかりか、今日なお依然として継続していることを思うとき、生産者も生産者であるが、為政者も為政者であると言わざるをえない。ということは、野菜価格乃至生産農家の経営を安定させなければならない当の責任者である当局が、口先ではとも角、実際には、拱手傍観してきたのが最近世論に圧されて、ようやく動きはじめたにすぎない。

野菜生産の変動すなわち過不足の繰り返しに関して、白書は、

“野菜生産は零細な経営が主体をなしているし、栽培する野菜の種類も多いので、価格変動が敏感に作付面積の変動に反映されがちであると一般に考えられてきた。事実30年代の後半から40年代の始めにかけては価格が暴騰すると翌年は生産が集中して価格の低下につながり、価格の低下は翌年の作付の減小となって価格の上昇につながるという例はしばしば起った。もちろん作付の変動以上に作柄の変動が大きいのでこの両者がからみあって、必ずしも常に規則的な循環を繰り返してきたわけではない。”⁷⁾

野菜価格安定に関する研究

と、人為と自然現象を織り交ぜて述べてある。

最近になって野菜価格が国会でも頻りに論議されるようになり、政府の対策もようやく本腰になってきたようであるが、それでも生産量の過不足は、天候など自然現象すなわち非人為の豊作凶作は別として、人為的原因によるものが依然として価格暴騰落の主要禍因になっている。ということは、個々の生産者が個人的な思惑や判断で思い通りに生産・出荷する個人本位の生産態勢を放置しているからである。

要は需要量に見合う供給量——一括統御の下におかれた所産地（数ヶ地域）の生産者が、あらかじめ協定した責任量——を的確に出荷する責任為本の生産体制が未成立であることに由来する。と同時に荷を捌く卸売市場の取引が自由基調であることに価格暴騰落の禍因があるので、作付面積が過剰になった場合は勿論、天候に恵まれて予想外の生産過剰になった場合の生産者所得は供給 100%時の所得相当額になるよう、価格の低落を防ぐべきであるが、今日までのところ過剰分を捨棄する以外に有効な低落防止手段はないように思われる。

但し、無統制な個人本位の生産体制下で捨棄を有効かつ公平におこなうことは不可能にちかく、強いておこなっても正常価格の確保すら期待できないので、捨棄は生産地域が単数であろうと複数であるとを問わず、全生産地一括統御の下に公平におこなわなければならない。

注

- 1) Alfred, Marshall; Principles of Economics: Eighth edition London. 1952. p. 86.
- 2) 弾力性理論に関しては、筆者が拓殖大学研究所、拓殖大学論集第 10 号に発表した『戦後日本インフレーションの研究——悪性要因分析第 2 章悪性要因の弾力性的分析 2. インフレーションと価格伸縮性』および、山梨学院大学法経研究第 9 卷『A. マーシャルの需要弾力性の正負符号に関する一考察』を参考にされたい。
- 3) 各種露地野菜とくに大根、キャベツ、玉葱、白菜、人参、胡瓜、ネギ、トマト等の価格伸縮性を捉えるため、築地中央卸売市場内にある日刊食料日報社『東京都中央卸売市場日報』（46年 1 月～12 月末）および農村省農村経済局統計調査部編『青果物卸売市場調査報告』同調査部編『青果物流通統計旬報』（46年 1 月～12 月）の各資料を

野菜価格安定に関する研究

基に弾力性算出を試みたるも各資料の所載数字が無頓着に編集されていて——たとえば各種野菜の1日の入荷量は集計してあるも、価格変動の所謂高値、中値、安値の各数量の記載がなされていない等々——実際に役立つ係数を算出することが出来ぬため、推算で以って論究を試みる他はない。

- 4) 財団法人農林統計協会編『図説野菜白書——生鮮食料品価格安定対策本部Ⅱ. 野菜価格安定対策要綱——』96～7頁
- 5) 『上掲書』Ⅲ. 生鮮食料品価格安定対策特別調査報告——(東京地区) (2) 野菜価格の安定についての提言——114頁
- 6) 『上掲書』Ⅲ. 生鮮食料品価格安定対策特別調査報告——(関西地区) 2. 野菜の価格変動を抑制する対策 131頁
なお、註5)および註6)の野菜価格補填に関して、47年3月8日の国会(衆議院)——物価問題等に関する特別委員会議録——をみても、血税の糊塗以外に何ら決め手となるものは見当たらない。(第2類第6号)第68回国会衆議院『物価問題等に関する特別委員会議録——第3号『物価問題に関する件——』
- 7) 財団法人農林統計協会『図説野菜白書——生鮮食料品価格安定対策本部事務局 1. 野菜需給の現状と問題点——野菜生産の不安定性—— 71頁

(三)

生鮮食料品である野菜は、価格の伸縮性が大きく、供給量の変動が価格に大きく反映する。したがって、野菜価格を安定させるためには、供給量を安定させなければならない。供給量を安定させるためには過剰分を捨棄しなければならないが、捨棄は公平を要する。公平な捨棄は一括統御に拠るほかはないので、野菜価格を安定しようとするれば、好むと好まざるとに拘らず一括統制の下に置かなければならない。

そこで、野菜価格を安定させるには、まづ主要野菜の生産地域は『雹その他の自然現象的災害の危険に備えるためにも』分散を可とする。一方、対象消費地域の正常需要量を徹底的に究明して、できる限りの確に捕捉したうえ、

- ① 対象消費地域(主として所定の大都市)住民の正常消費(需要)量に見合う供給量を正常供給量100%であると定め、この場合の価格を正常(100%=基準)価格とする。

野菜価格安定に関する研究

② 対象消費地域の需要に応ずるため、数地点に設定した各野菜生産地の作付面積を決定したうえ、生産者は各産地別に組織した生産者団体の代表者（当分農協をこれに当てる）をして、当該生産地に割当られた主要野菜の各種別作付面積の画定や出荷関係を全責任を負って統御させることにする。

野菜は価格伸縮性が大きく価格が激動するので、巨視的に減産すれば、生産者は大儲けになるが、このような反社会的行為は容されないため一括統御の下で生産する場合は、故意であると過失であるとを問わず、人為的に減産をおこなわないよう、各産地の代表者（農協）に責任出荷量の協約を厳守させ、農林省はこれを監視するかたわら保護育成に努める。

③ 正常需要に対する供給が100%を上回る増産（豊作等による過剰生産）になった場合には、出荷調整の権限を付与された代表者（農協）に過剰分捨棄等の出荷量調整をさせて、過剰供給による豊作貧乏を防止する。

すでに述べたように野菜は、その供給が1割過剰になれば、生産者の所得は供給100%時の1.4割減になり、供給過剰が2割になれば、2.4割減になる場合もあるのだから、過剰分は『生産地が諸々に散在する場合でも』一括統御の下に生産地で捨棄することにすれば、生産者は正常所得を確保することができることになる。

このように過剰分捨棄は生産者が経営を持続するための自衛手段でもあるが、個々の生産者が各自思い思いにおこなう無統制捨棄では成果をあげることはできないばかりか、逆に堪へがたい損失を蒙ることになる。

捨棄は各生産地を一括する統御の下、各生産地で公平におこなうことを原則とするが、各生産地の作付面積や出荷の統制々御が確立するまでには若干の時日を要するため、過渡期における『価格安定』の応急措置として——今日からでもよい——荷受地の市場で対象消費地域の正常消費量100%を超える過剰分は上場を中断して——当日のセリにはかけず——出荷地へ逆もどしする。もし、貯蔵設備があれば貯蔵して翌日のセリにかけることとし、そのことを生産者に連絡して翌日の出荷量を——当日の出荷量から当日の過剰量の約2倍に相当する分だけ——

野菜価格安定に関する研究

減じて出荷させることにし、過剰分の捨棄は生産地でおこなわせることにすべきである。

諄いようであるが、せつ角生産したものでも過剰分は捨棄しなければ忽ち大損になることを明確に認識・理解しなければならない。

この方法は『荷の扱い量が増して金額が減るのを改め』過剰分は扱わないことにしてなお、所得減にも骨折り損の草臥儲けにもならないのだから、荷受会社も反対はしないであろう。

この措置は、過剰生産のために価格が暴落して、不当の損失を蒙る生産者の所得減を防ぎ所得を正常に確保するところの唯一の至上手段であるということができる。

斯くすれば、何等の費用——財政支出、——も要しないばかりか、血税の無駄費いにほかならない本末顛倒の価格補填のような、生半な浪費政策はまったく不必要になる。

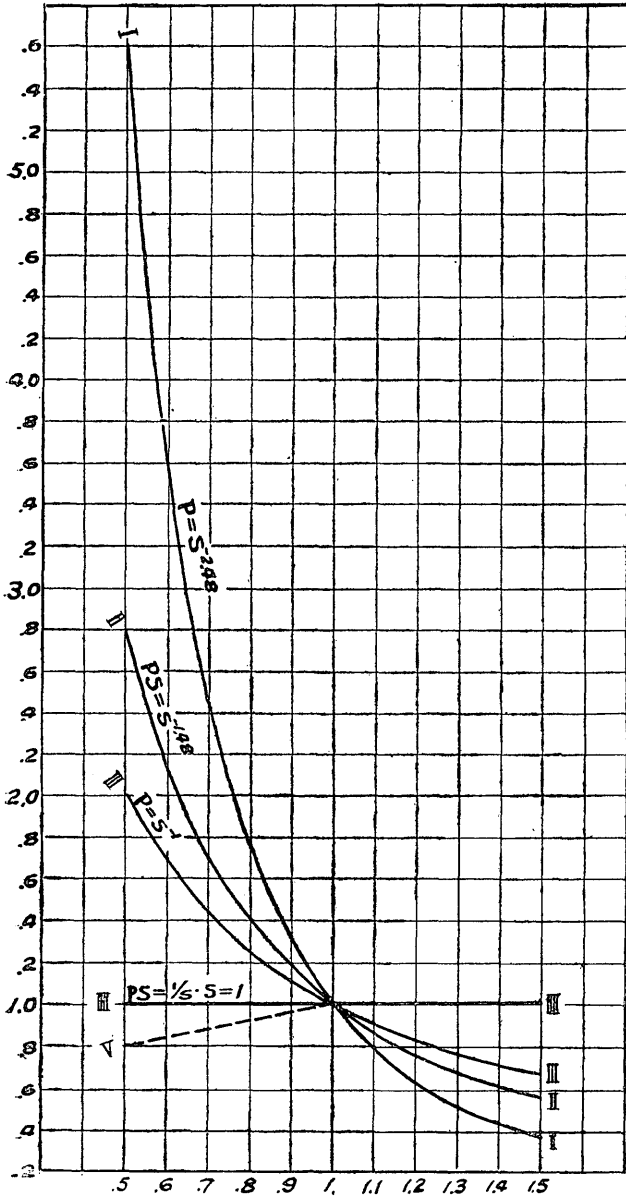
さらに、もし、当日の過剰量の全部または一部を購入して、対象消費地域外の地方市場へ転送しようとする者があらわれた場合は、対象消費地域に逆流販売を禁ずる厳重な条件を付して需めに応じてよいであろう。而て、この売上げ金は、無論、生産者の余得となる。

なお、各生産者の出荷量と捨棄量との割振りについても述べるべきであるが、いまは骨子の叙述にとどめ、詳述はつぎの機会に譲りたい。

過剰生産時の価格暴落止は、過剰分を捨棄すれば、それで目的を達成し、誰にも損をさせず、価格補填のような——手続き煩瑣で本末顛倒の——浪費政策は不必要になるばかりか、補填にまさる正当所得の確保ができることになる。

ここで、もし、生産者の所得が常に正常供給時の所得と同額であることを欲するならば、『供給が正常供給量を超えて過剰（あるいは不足）になった場合、卸売市場価格の下落や騰貴の範囲を S^{-1} すなわち供給量の反数に限定する』そうすれば価格は図の線Ⅲとなり、生産者所得は価格と供給量の積 $PS=1/S$ $S=1$ となり、供給量の過不足如何に拘らず、常に正常供給時と同額（図の線ⅢⅢ）にな

野菜価格安定に関する研究



野菜価格安定に関する研究

る。もっとも価格は供給過剰時には若干下り、供給不足時には若干騰ることになる。

但し、供給過剰時の価格を S^{-1} すなわち供給量の反数に比例させたとしても、この価格で供給全量があますことなく取引されるならばとも角、幾何でも売れ残りになれば、それだけ生産者の所得が減ることになるので、このような情勢が、あらかじめ読みとれる場合は、過剰分を捨棄すれば生産者所得は、ただちに正常所得になるが、捨棄しないで、政府の対野菜価格補填政策の目標を『如上の S^{-2} にともなう所得減の補填』に更むるならば、より小さい予算で完遂できることになる。

翻って、生産地の作付面積の減少や天候（雹や暴風雨や旱魃その他）に禍いされて野菜の生産量が減り、供給量が正常消費量（需要量 100%）の90%に減じたとすれば、その野菜は既述のように、価格伸縮性係数乗算相当額まで値上りするであろう。而て、係数が -2.478 である場合は、供給が1割減れば、価格は3割（図の線Ⅰ）上昇し、生産者の所得は1.7割（図の線Ⅱ）増加することになると言うように、自由基調の体制下においては、巨視的生产量が正常量を割って減れば減るほど、生産者の所得は増すことになる。この過少生産量の原因が天候など、非人為の自然現象である場合にかぎり、その値上りの許容限界を『生産者の所得が、需給 100%の正常供給時の所得と同額になる価格』すなわち供給量の反数に比例する価格 $P=S^{-1}$ の範囲に限定する。それは例えば、供給1割減では $P=S^{-1}=1/0.9=1.11$ すなわち1.1割の値上りに限定する。

自由経済では巨視的に減産する反社会的行為に対しては、過少生産すなわち供給不足時の野菜価格値上りの許容限界を上述のように、供給量に反比例 (S^{-1}) の範囲内に限定すれば、生産者所得は $1/S \cdot S=1$ すなわち供給量の変動如何に拘らず、常に100%供給時の所得と同額（図の線Ⅲ）に抑えることになる。

しかし、生産量の過不足に拘らず、所得は常に一定ならば、少く働いて少く供給したほうが骨折りが少くて済むため、反社会的行動は依然としてつづくであろう。これを是正するには、生産者が故意に巨視的減産をすればするほど所得が減

野菜価格安定に関する研究

る仕組みにする必要がある。そこで生産者が作付減産など、故意に巨視的減産をした場合は、生産者所得すなわち PS の線を実情に即応するよう、たとえば図の線 V のように、政治的に限界を設定して、故意に減産すればするほど、所得が減るような仕組みにするほかはない。

しかし、そういうことになれば、絶対量を欠く現物の『市場における』配分方法が問題になってくるが、配分の公平を期するため、仲買人の過去——仮えば 2 ヶ年間——の取引実績を基準として按分割当てにする等の方法が考えられる。

なお、この場合、品薄に乗じて闇取引や小売価格を釣り上げる者が出ないよう、適切な施策を講ずることにし、さらにテレビ・ラジオ等の速報機関を通じ、また、テレホンサービス等によって、当日の卸売価格を公表すると同時に、適正な標準小売価格も報道し、さらに各小売店の店頭にも表示を義務づけることにする。

如上の野菜価格の上限や下限が確定すれば、爾後、騰落は所定範囲内に限定されて確実に安定することになる。

要するに、価格の伸縮現象が激甚である野菜は、巨視的生産量が減れば減るほど価格が暴騰し、生産が増せば増すほど価格が暴落するという、生産量と価格は相剋・背向が甚しい関係にあるので、価格を安定させる合理的解決手段は統制を措いて他に有効な方法はないと断言して憚らない。

それゆえ、管理・統制を蛇蝎のように嫌悪する自由主義者でも、野菜価格の安定を望むかぎり統制を容認する以外に打開の道はないであろう。

端的に言って、野菜の生産乃至卸売市場間に確固たる需給契約を締結させる必要がある。そこで、各種野菜の生産地の代表者（農協）に所定量を荷受地卸売市場へ責任第一に出荷する契約を荷受地の卸売市場当事者との間で締結させ卸売市場では、この契約野菜をかならず優先的に上場し、無契約野菜は契約野菜は契約野菜の上場が完了したのち、なお上場の余地ありと認められる場合は、上場してもよいがさもないかぎり無論拒否することにする。さて、上場を拒否された無契約野菜の荷主は市井の何処かで、それを直接販売することは勿論自由であるが、

野菜価格安定に関する研究

上記卸売市場傘下の小売業者に売渡すことは厳禁しなければならない。しかも、もし小売業者がこの禁を犯して違反取引をした場合は、爾後、卸売市場との取引を停止乃至卸売市場の傘下から追放する等の処置を講ずる必要がある。

また、荷受地である例えば、東京都の卸売市場も統制を必要不可欠とする以上、中央卸売市場をはじめ築地、神田、足立、荏原、江東、豊島、淀橋の諸市場は異体同心の働き、すなわち一市場自然の働きをしなければならないので、この目的に合致するように革めなければならない。これ等のことに関しては、さらに詳述しなければならないが、いまは野菜価格安定化の骨子の論究であるから、枝葉末端におよぶ論述はあるいは、反って煩はしく感ぜられるようにも思われるため、この際は割愛し他の機会に譲ることにしたい。